

第31回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和8年1月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和8年1月20日（火）午前10時00分から午前11時08分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
糸川 洋一推進委員 大栗 京子推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地
主任 田口梨沙 主任 松本ひなた
7. 会議の概要

令和8年1月20日（火）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第31回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。

また、糸川 洋一推進委員、大栗 京子推進委員にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めましておはようございます。先日は賀詞交歓会にご出席いただき、どうもありがとうございました。また、ニュース報道にありますとおり、衆議院が解散ということで27日公示、2月8日投開票になるという話があります。町出身の代議士として長年活躍なさった佐藤代議士が引退なさるということで、真岡市の石坂さんが後継者として名前が挙げられております。佐藤代議士には今まで地元のために大変ご尽力いただきましたので、今後、何かの機会にお会いすることもあるかと思いますが、その際にはどうぞお声掛けをしていただければと思います。

本日も様々な議題がございますが、皆様の慎重な審議をしていただきますよう、お願い申し上げます。本日はよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 鯉沼玲子委員、6番 大関孝男委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、

議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

貸人 _____ (原坪) 自作地 26㎡

借人 _____ (原坪) 自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉 _____ 畑 347㎡のうち
5.56㎡

30年間の区分地上権の設定

第2項

貸人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (佐野市) 自作地 568㎡
借受地 28㎡

借人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (佐野市) 自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 田 2497㎡
壬生町大字安塚 _____ 田 800㎡
壬生町大字安塚 _____ 畑 935㎡
壬生町大字安塚 _____ 畑 935㎡
合計 5167㎡

3年間の区分地上権の設定

第3項

譲渡人 持分100分の44
_____ (下野市) 貸付地 15㎡

譲受人 _____ (下野市) 自作地 19㎡

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 793㎡
壬生町大字安塚 _____ 畑 776㎡
合計 1569㎡

贈与による所有権移転 稼働2人

第4項

譲渡人 _____

(宇都宮市)

自作地 13畝

譲受人 _____ (台坪) 自作地 76畝 借受地 8畝
貸付地 41畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 377㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

なお、第3項の案件につきましては、取下げ願が提出される予定ですので、保留とさせていただきます。取下げ願が提出され次第、報告案件として総会においてご報告いたします。第1項案件、第2項案件につきましては、区分地上権設定の3条許可となりますので除きますが、第4項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。

説明は以上です。

○議長 ここで、第1項案件につきましては、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」の第2項案件と関連しておりますので、議案第2号の審議の際に一括してご審議いただきます。

また、第2項案件につきましても、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」の第5項案件及び、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」の第1項案件と関連しておりますので、議案第3号第1項の審議の際に一括してご審議いただきます。

また、先ほど事務局から説明がありました通り、第3項案件は保留とさせていただきますことといたします。

それでは、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る1月11日に私と高橋宏治農業委員、鈴木進吉推進委員副委員長と、譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、先ほど議案第1号の際に説明いたしましたが、議案第1号第1項案件は議案第2号第2項案件と関連がございますので一括して審議していただくこととなります。

また、議案第1号第2項案件及び議案第2号第5項案件は、議案第3号第1号第1項案件とそれぞれ関連がございますので、議案第3号の審議の際に一括して審議していただくこととなります。

それでは、改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (原坪)

譲受人 _____ (原坪)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉 _____ 畑 498㎡

一般住宅敷地 贈与による所有権移転

第2項

貸人 _____ (原坪)

借人 _____ (原坪)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉 _____ 畑 347㎡のうち
10.26㎡

一般住宅給水管の埋設 1年間の使用貸借権設定

第3項

賃貸人 _____ (富山県)

賃借人 有限会社 _____

代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 田 13203㎡のうち
5760.25㎡

壬生町大字福和田 _____ 畑 1759㎡

合計 14962㎡のうち
7519.25㎡

園芸用土採取 2年間の賃借権設定

第4項

貸 人 _____ (上町)

借 人 _____ (上町)

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉 _____ 田 474 m²

一般住宅敷地 30年間の使用貸借権設定

第5項

貸 人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (佐野市)

借 人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (佐野市)

(土地の表示)

| | | |
|---------------|----|--|
| 壬生町大字安塚 _____ | 田 | 2497 m ² のうち 3.42 m ² |
| 壬生町大字安塚 _____ | 田 | 800 m ² のうち 0.86 m ² |
| 壬生町大字安塚 _____ | 畑 | 935 m ² のうち 1.33 m ² |
| 壬生町大字安塚 _____ | 畑 | 935 m ² のうち 0.97 m ² |
| | 合計 | 5167 m ² のうち 6.58 m ² |

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の使用貸借権設定

ここで、第2項案件について補足説明いたします。こちらの案件は、第1項案件の一般住宅の給水管を隣接する第2項案件の農地に埋設するための1年間の農地転用ですが、先ほど少し触れました、第3条の議案第1号第1項案件では、本案件の借人である _____ 氏が区分地上権を地権者と結んでいるのですが、地下に一般住宅の給水管を埋設するため、その土地を使用するというので、区分地上権の設定が必要となります。

続いて、第5項案件について補足説明をいたします。こちらの案件は、3年前に営農型太陽光発電設備敷地に係る、太陽光のソーラーシステムの支柱の部分、地面に付いている部分の一時転用の許可指令書を交付した案件で、一時転用期間

の満了に伴い、再度一時転用許可申請書が提出されたものです。

併せて、第3条の議案第1号第2項案件では、本案件の借人である株式会社 _____ が区分地上権を地権者と結んでいるのですが、地上2.5mから3.4mほどに設置してあるパネルの部分をその土地で使用するというので、区分地上権の設定が必要となります。

なお、地上権の設定とは、農地として使う目的ではないのですが、農地に権利設定することになりますので、第3条の許可申請書が必要となります。

ただ、許可申請ですが、貸す人と借りる人の同意があればそれで許可が出るものとされており、借りる側の農業者の要件は必要ではありません。単純に貸す人と借りる人が連名で申請書を出していただければ許可が通るということになっております。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る1月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の8番 琴寄 成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 8番 琴寄 成人 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る1月15日木曜日に、私と大橋好一会長、木野内佳代子委員、糸川洋一推進委員、大栗京子推進委員、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、 _____ から南東へ約650mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、__と別々に住んでおり、同居すること及び将来子育てをすることを考慮し、独立住宅の建設を計画いたしました。また、将来、両親の面倒を見るため実家近くで検討したところ、 _____ の所有する申請地を選定いたしました。

事業資金約 _____ 万円は融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から南東へ約650mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書・事業資金につきましては、第1項案件と共通になります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、第1項案件に付随する、一般住宅の給水管理設工事のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号第1項と議案第2号第2項案件は関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

● 2番 安納 一雄 委員

先ほどの説明で、給水管の埋設のための1年間の一時転用ということでしたが、一時転用が完了したら、外すということによろしいでしょうか。

○議長 今野 大地 農地調整係長

●事務局（今野大地農地調整係長）

工事期間の1年間の一時転用ということで、区分地上権の設定はしておりますが、工事が終了すれば農地として使用することに差しつかえはなくなります。

● 2番 安納 一雄 委員

今後使う給水管というのは、今回の給水管ではなく別の所から引くということと考えてよいのですね。

● 3番 高橋 宏治 委員

給水管の上に土を入れてということですよ。

○議長 地下に給水管を埋設する工事が1年間の期間ということです。地下に埋設後、上に土を入れれば、元のとおり農地として使えることになるということです。

● 2番 安納 一雄 委員

地下に水道管を入れて、ずっと借りるということではないのですか。

● 3番 高橋 宏治 委員

地下に区分地上権を設定して借りるということです。

○議長 地下に区分地上権を設定して、地下の部分を給水管埋設部分として使用させてもらうということです。その許可をとっておかないと、将来的に何故この土地に水道管が埋設されているのかということが分からなくなってしまうということで、その権利関係をきちんと設定しておくということです。

● 3番 高橋 宏治 委員

そうすると、1年間の設定なのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

区分地上権は議案第1号の第3条許可の第1項案件で30年間の使用貸借権で設定して、1年間は埋設管工事の期間ということです。

○議長 その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項及び議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項及び議案第2号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

議案第2号第2項の案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から北西へ約300mに位置しており、農振農用地に該当します、

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を農地から1m、道路から2m確保し、防護ネットを施すことになっております。掘削の深さは3.5mを予定しております。埋戻用土は自社がストックしているものを使用予定です。

また、申請地の南側を令和6年4月に許可を取り、園芸用土の採取をしてりましたが、法人から現場担当者への説明が不十分であったため、誤って許可

区域外である今回の申請地の一部を搬出入路等として使用してしまっていたとのことで、顛末書が添付されております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、1月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から北東へ約650mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は現在、実家で両親及び祖父母と同居しております。結婚を機に将来子供が増えることを考え、同居や借家では手狭となってしまうため、住宅の建設を計画いたしました。土地については、必要面積を確保でき、職場から近く、また、将来両親の面倒をみることができ実家の近

くである申請地を選定いたしました。

事業資金約_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約700mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は現在、申請地において令和5年1月より営農型太陽光発電事業を行っております。

今回は前回許可を取りました一時転用の期間が満了するのにあたっての再許可

の申請となります。施設の概要につきましては、パネル枚数2,592枚、パワーコンディショナー60台、発電出力49.5kw、遮光率57.88%となっております。

事業資金につきましては、すでに営農型太陽光発電設備は設置されていることから、かかる費用はございません。

なお、下部の農地については、引き続き_____が明日葉を作付けする計画となっております。

以上のことから、農振農用地であります。『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、その他、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号第2項と議案第2号第5項案件につきましては、次の議案第3号第1項案件と関連がございますので、次の議案第3号第1項の際に一括して審議していただくこととなります。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明します。

第1項

貸 人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (佐野市)

借 人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (佐野市)

(土地の表示)

| | | |
|---------------|----|------------------------|
| 壬生町大字安塚 _____ | 田 | 2 4 9 7 m ² |
| 壬生町大字安塚 _____ | 田 | 8 0 0 m ² |
| 壬生町大字安塚 _____ | 畑 | 9 3 5 m ² |
| 壬生町大字安塚 _____ | 畑 | 9 3 5 m ² |
| | 合計 | 5 1 6 7 m ² |

営農型太陽光発電設備敷地 使用貸借権の設定
大豆・小麦から明日葉への耕作物の変更

第2項

賃貸人 _____ (北小林)
_____ (北小林)

賃借人 有限会社 _____
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

| | | |
|----------------|----|----------------------|
| 壬生町大字北小林 _____ | 畑 | 2733㎡のうち 587.71㎡ |
| 壬生町大字北小林 _____ | 田 | 502㎡のうち 133.30㎡ |
| 壬生町大字北小林 _____ | 田 | 266㎡のうち 121.59㎡ |
| 壬生町大字北小林 _____ | 畑 | 839㎡ |
| 壬生町大字北小林 _____ | 畑 | 1666㎡のうち 459.50㎡ |
| 壬生町大字北小林 _____ | 畑 | 1385㎡ |
| | 合計 | 7391㎡のうち 3526.10㎡ |

園芸用土採取及び搬出入路 賃貸借権の設定
許可期限延長 令和9年1月25日まで

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る1月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の8番 琴寄 成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 琴寄 成人 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ1月15日木曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

本案件については、営農型太陽光発電として、令和5年1月20日に許可を

取った案件の、作付け作物の変更を目的とした変更申請となります。

借人である_____は太陽光発電を主な生業とする法人で、貸人の_____が下部農地の営農を行っております。

許可当初は小麦・大豆を作付けする計画となっていましたが、事業地は長く耕作されていない状況が続き土壌が悪化しており、まずは耕作可能な農地への

復旧作業を進めておりました。しかしながら、土中に含まれる^{されき}砂礫の量が想定よりも多く、令和5年度には小麦・大豆を作付けしたものの、予定収量を取穫できませんでした。引き続き令和6年度も土壌改良を行いましたが、小麦・大豆に適した土壌にはならなかったことから、令和7年3月に、栽培において遮光が優位に働く明日葉へと作物変更をいたしました。

本来であれば事前に事業計画変更申請をすべきところですが、変更の内容が『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当しておりますので、今回の耕作物変更はやむを得ないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので、報告します。

- 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号第2項及び議案第2号第5項案件は、議案第3号第1項案件と関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項、議案第2号第5項及び議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項、議案第2号第5項及び議案第3号第1項について、原案のとおり決定いたしました。

議案第2号第5項案件につきましては、1月28日開催の栃木県 農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

議案第3号第1項案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令

書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（2項案件について報告）

次に、第2項案件についてご報告いたします。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和9年1月25日まで許可期限を延長するものです。理由としましては、猛暑などの悪天候等により事業が思ったように進まず、計画よりも遅れが出てしまったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、今回の許可期限の延長はやむを得ないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので、報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

それでは議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書7ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が3件、面積合計が17,048㎡となっております。

続いて、議案書8ページ、9ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が13件、面積合計32,261㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の10ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしてございましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区委員より現地調査の結果報告をいたします。

○6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る12月17日に、私と廣澤 薫推進委員と、_____の__氏立会いのもと現地を確認してまいりました。昭和61年頃から宅地として利用していたということを確認してまいりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の11ページから13ページのとおり8件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備してございましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

先ほどの第1項の農地の筆の中の小字名で『_____』と記載されていますが、私は『_____』と呼んでいるのですが、どちらが正しいのですか。

●事務局（松本ひなた主任）

登記簿上と税情報上で記載が違う場合があります、どちらが正しいかわからない状況です。

●4番 刀川 正己 委員

わからなければ別にいいです。

○議長 他に何かございますか。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の14ページのとおり1件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に、報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の16ページのとおり1件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、住宅用敷地となっており、17ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 その他に何かございますか。

（意見なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第31回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時08分閉会】

会長 大橋 好一

5番 鯉沼 玲子

6番 大関 孝男